

(表)

第1号様式(第4条関係)

上尾市本人通知制度事前登録申込書

令和 年 月 日

(宛先)

上尾市長

申 込 者	住 所	〒	—
	氏 名		
	電話番号		
申込者区分	1 本人 2 同一世帯員 3 法定代理人 4 3以外の代理人		

上尾市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱第4条の規定により、次のとおり申し込みます。

事前登録希望者の氏名	フリガナ		
生年月日			
住 所	〒	—	
本 籍		筆頭者	
電 話 番 号			

注1 裏面の内容をよくお読みください。

注2 各欄に必要な事項を記入し、該当する番号に○印をつけてください。

注3 次の書類を提示し、又はその写しを提出してください。

- (1) あなたが本人であることを証明する書類(個人番号カード、旅券、運転免許証等)
- (2) あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類(戸籍謄本等)
- (3) あなたがこの申込みに係る代理人であるときは、併せてその旨を証明する書類(委任状)

※ 次の欄は、記入しないでください。

受 付	事前登録	申込者の本人確認書類		備考
		<input type="checkbox"/> 本人	<input type="checkbox"/> 個人番号カード	
		<input type="checkbox"/> 同一世帯員	<input type="checkbox"/> 旅券	
		<input type="checkbox"/> 法定代理人	<input type="checkbox"/> 運転免許証	
		<input type="checkbox"/> 代理人	<input type="checkbox"/> その他 ()	

(裏)

上尾市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度について

1 この制度は、上尾市において、事前登録をした者（以下「事前登録者」という。）に係る住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の附票の写し、戸籍謄抄本、戸籍記載事項証明書※1を、第三者（本人等※2の代理人及び本人等以外の者※3）に交付した場合、通知するものです。

※1 住民票・附票は除票を、戸籍の証明は除籍を含みます。

※2 本人等とは、（住民票関係）本人又は本人と同一の世帯に属する者

（戸籍関係）戸籍に記載されている人又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属 です。

※3 国又は地方公共団体の機関を除きます。

2 第三者に事前登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、事前登録者に上尾市住民票の写し等交付通知書を送付します。

3 第三者に住民票の写し等を交付した内容については、上尾市個人情報保護条例の規定に基づき、本人が開示請求をすることができます。ただし、開示請求が認められた場合においても、同条例の規定の範囲内での情報が開示されます。

4 疾病その他やむを得ない理由により自ら手続をすることができない場合は、代理人により事前登録の申込みをすることができます。

5 登録期間は無期限です。ただし、事前登録者が死亡、転居不明等により住民票が消除されたときは、事前登録を廃止します。